

会議名 (審議会等名)	第3回(仮称)川西市子ども参加条例検討部会		
事務局 (担当課)	川西市 子ども未来部 子ども政策課 内線(3441)		
開催日時	令和6年7月22日(月)17:00~19:00		
開催場所	ハイブリッド方式(市役所7階大会議室、Zoom)		
出席者	委員	(部会長)玉木委員 (委員)小野委員、川中委員、藏原委員、大西委員、	
	事務局	子ども未来部長 岡本敬子 子ども未来部副部長 増田善則 子ども未来部子ども政策課長 柳本一志 子ども未来部子ども政策課 中村陵 子ども未来部子ども政策課 窪田裕一	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	5人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 議事 (1) 子ども・若者による意見表明の条例検討部会について (2) 関係団体へのヒアリング経過報告について (3) (仮称)子ども参加条例 条文構成案について (4) その他 3. 閉会		

審 議 経 過 (要旨)

1 開会

(事務局) ただいまより、第3回(仮称)川西市こども参加条例検討部会を開会いたします。皆さま、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、ズームウェビナー市役所7階大会議室を併用したハイブリッド会議として開催しております。通信に関するトラブル等が生じる可能性もございますが、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。また、傍聴に関しても、会場とズームウェビナーの2パターンとなっております。

開催に先立って、ミーティングアプリZoomによる参加及び通信の確認をさせていただきました。確認については、会議開始前に事務局で、映像及び音声により、委員本人であること、部会長及び委員相互間で映像及び音声の即時の送受信が適正に行われていることの2点について、確認が取れていますことを事務局からご報告いたします。なお、本日は、高田委員がご欠席とのご連絡を受けております。また、小野委員、川中委員がオンラインでの参加となっております。

〈資料確認〉

当会議では、会議録の作成を迅速かつ正確に行うため、録音させていただきますことをご了承いただきたく存じます。

会場にてご参加の皆さまにおいては、発言の際にはマイクのご使用をよろしくお願いいたします。

では、議事に入ります。ここからの進行は玉木会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

2 議事

(1) こども・若者による意見表明の条例検討部会について (事務局)

議事(1)について、事務局より説明をお願いいたします。

〈事務局資料説明〉

(会長)

ありがとうございました。こども・若者部会の第1回実施の内容報告と、第2回、第3回の予定についてご説明をいただきました。

第1回のアンケートでは、楽しかったという意見が多かったということで、まずスタートとしては成功かなということです。委員の先生方、この点について、ご意見、確認事項等ありますでしょうか。

(委員)

いくつか質問させていただきたいと思います。

1つ目に、前回、第1回の部会で予定されている内容をご説明いただいた際に、今回参加されるこどもや若者の皆さんが部会に何を期待して参加しているのかということ把握された方がよいのではない

か、そこを踏まえて部会の内容を精査していくべきではないか、ということを上申したのですけれども、今回ご報告いただいた内容とアンケートの中身では、その辺りが見えなかったと思っております。これは、把握しないという判断をされたのか、把握しているけれども、今日は報告から抜かれているのか、教えてください。

(事務局)

確かに、前回、最初の自己紹介のところで各個人の参加した理由も聞いておいた方がよい、というご意見があり、ファシリテーターの先生とも内容を調整させてもらって、今回の資料1で言いますと、実施内容(2)の自己紹介にそれを組み込んでいくことも検討しましたが、意見を言いやすい雰囲気を作っていくというコンセプトの中で最初にそこまで聞くのは聞きすぎかなという意見がありましたので、最初の全体の自己紹介と各グループでの自己紹介の中には組み込まない、という判断をさせていただきました。ただ、各テーブルファシリテーターに、こども・若者部会へ参加への思いを聞いてもらってもよいですという話はしましたので、グループで自己紹介が済んだ後に自由に話をしてもらおう時間の中で、参加への思いを聞いたグループもあるのではないかと思います。公式に、自己紹介で、どういうことに期待して参加したのかを話してくださいというお願いはしていません。

(委員)

ありがとうございました。各回が終わったタイミングで楽しかったかどうかアンケートで確認することももちろんよいのですが、今後は是非前向きに検討いただきたいのは、このワークショップの場そのものへのあり方に対して、こどもや若者から意見を聞いて、それを場の運営に反映させていく、ということを考えてもよいのかなと思います。先ほど、そういうことはハードルが高いのではないのかという話がありましたが、それは1つの見立てであり、合っている可能性もありますし、逆に言うと外れている可能性もあるわけです。こども・若者からしてみれば、そこまで気を遣わないでもっとやらせてほしい、という場合もあり得ます。こどもや若者を見ていて、大人の方がこれぐらいの方がよいのではないかと判断するのも1つの手ですが、その場合には、いろいろな声をきちんと聞いて、毎回の運営に反映していくということをしてほしいなと思います。

質問に戻りまして、2つ目ですが、第2回で『ゆめの島』を制作して、第3回でその発表をするということなのですが、今回は、呼び掛けのタイミングから、川西市のまちづくりに関わってくる条例の作成に関係していますよということで開かれているわけなので、わざわざ架空のまちを設定せずに、川西市を舞台に意見を出してもいいように思います。こどもや若者は今の川西市をこういう風に見ているんだな、川西市がこういう風になるといいんだな、というのを我々が聞くことによって、川西市のあり方というものを考え直すきっかけにはなると思ったのですが、なぜ、架空のまちをシミュレーションするような設定にされているのでしょうか。

(事務局)

ファシリテーターの渡邊先生との協議の中で、川西市をベースにして意見を出すということも、検討させていただきました。その上で、今回『ゆめの島』という何もないところから作っていくことにした理由としましては、川西市と設定してしまいますと、どうしてもそこに縛られてしまうのではないかと、という懸念があったためです。今後のこども参加条例策定へのつながりを考えますと、川西市をベースにして意見を出してもらったり議論を進めてもらったりするのが効率的だとは思いますが、そこと、こども・若者が自由に意見を言える・話しやすい環境というところを比較しまして、今回は、直接条例につなげる議論はアンケートから入っていくということにして、その前の段階の内容については、少しゲーム性を入れて、こどもたちが意見を言いやすいようなコンセプトでやっていった方がよいのではないかとこの考え方から、こういう方法をとりました。以上です。

(委員)

最後の質問になります。今のご回答とも関係しますが、事務局からご説明ありました通り、今回は全体で5回、1回はフィードバックの回になっていて、1回は自己紹介、1回は我々との合同会議という形ですので、実質こどもたちが意見を出したりするワークショップは2回しかないと思います。合同会議の半分は子どもたちが発表されるということなので、実質2.5回です。そういう意味で気になったのは、このワークショップの内容を、条例のどういう部分に反映させていくのか、どう落とし込んでいくのか、ということです。以前にも簡単にご説明いただいたとは思いますが、見えにくくなってしまっているなと思います。ファシリテーターの方がされているように、安心の風土をしっかりと耕すということがとても大切だということは重々認識しているのですが、逆にこちらとしては不安になってくるというか、我々は、こどもや若者からどういう内容を教えてもらって、条例のどういうところに生かしていこうとしているのか、道筋というか見通しというものを持って我々は3回目に臨む必要があると思うので、教えてください。

(事務局)

今回のこども・若者による条例検討部会の内容を、具体的にこども参加条例のどこに落とし込んでいきたいのかという、これは当初からの想定なのですが、条例の前文について、こども・若者からの意見をいただいて作っていく、という形になります。条文自体をこども・若者に作っていただくというのは難しいのかなと思っていますので、部会で、こども・若者から、何か前文に入れ込むようなエッセンス、キーワードを引き出して、それを汲み取って、条例の前文を作っていくというイメージで、今回のこども・若者による条例検討部会は運営したいと考えています。

(事務局)

もう1点、事務局から補足させていただきます。今申し上げたことが、当初想定していたことでした。それに加えて、実際、こども・若者のワークショップを企画し1度やってみた中で、意見を積極的に言ってくれるこどもたちももちろんいますし、なかなか言ってくれないこどもたちもいます。事務局も、そこに対して、どうやって意見を言いやすい環境を作ろうとか、どういう持っていく方をしようかというところも、実は悩んでいるところもありまして、ファシリテーターの先生とも何回も話をしました。そういった中で、事務局の職員、ファシリテーターとして参加している若手職員も含めて、実際運用するのに、どのような形でこども・若者の意見を聞いていけばよいのかというのを肌で感じている部分もあるので、そういった経験が今後に生かされる面はあるのかなと思います。

(委員)

ご回答ありがとうございました。自分も、こども条例を作る時のこどもワークショップをやったこともありますけれども、こちらができないとか難しいのではないかと思ったことが意外とパッとできたり、思いもよらない形で意見を出したりすることもありますので、あまり、こどもや若者にはちょっとこれは難しいのではないかと、ハードルが高すぎるのではないかと制限をかけすぎると、安心して自由にといいながら、実は逆に窮屈な感じになってしまう時もあるので、その辺は気をつけていただければというお願いをしておきたいなと思っています。実際の運営にあたってご苦労されているところも多々あるかと思いますが、うまくその経験をきちんとストックされて、今後に生かしていければいいなと思います。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございます。他の先生方、いかがでしょうか。

(委員)

先ほどのお話しで、条例における前文のところを考えていただけたらなというお話があったと思うのですが、私も勉強不足で申し訳ないのですが、そもそも条例における前文というのは、今少し調べていましたが、法律だと、理念・目的・趣旨などを強調して述べた文章で、具体的なものではなくて基準となるものと言われているということです。もしこの文脈であれば、おそらくこの基準が決まるのが、このスケジュールでいくと9月や10月だと思います。そこから条例を作るとなると、かなりガラッと今の内容と変わる可能性があるのかなと思っているのですが、その辺りはいかがでしょうか。

(事務局)

前文に何を記載していくのかというのは、今委員がおっしゃられたような内容を記載していくということになるかと思えます。基準と言いますか、この条例が何を目指しているのか、何をしようとしているのかというところが決まらないと、前文というのは作りにくいかなと思います。今回の条例で言いますと、こども・若者による意見表明の機会を保障するという大きな枠組みは決まっているのかなと思っていて、それをどう条文という形にしていくって、どういう形で今後の川西市、あるいはその関係機関として実施していくのかというのを決めていくというのが、今後の作業になっていくのかなと思います。条文の作成及びその方向性を作っていくということと、前文に書く内容を決めるというところは、別ラインで動けるのではないかなと事務局としては思っています。条例の目指すべき大きな目標、市がすべきところというのも現時点でもう決まっているのではないかと思っているので、それに基づいて、前文について、こどもたちからキーワードみたいなものを引き出すというのはできるのではないかなと思っています。

スケジュールに関しては、本日の議事3つ目であります条文構成案のところも絡む話になるのですが、当初想定しているスケジュールと、実際やっていく中でなかなか思い通り進まず難しい面もあるなと思っております。その辺りは、また3つ目の議事や次回のスケジュールのところで、調整をさせていただきたいと思っています。事前に少し調整も取らせてもらったのですが、次回のこども・若者部会の共同開催のところで、おとな部会委員の皆さまと協議を詰めていく必要があるのではないかという話もあります。今日の議論の進み方次第ではありますが、今後のスケジュールについては後ほど検討させていただきたいと思っております。

(委員)

ありがとうございます。

もう1つお聞きしたいのですが、先ほどのお話しの中で、発言量が多い人の意見ばかりが反映されてしまってなかなか声を出せない人の意見が拾いにくいのではないかという話がありました。その辺りも検討していきますというお話もあったので推測はできるのですが、この第1回で、アイスブレイクという位置付けもあった中で、発言量に差はあったのでしょうか。

(事務局)

各グループがあって、その中に各参加者がいらっしゃるのですが、それぞれ、すごく発言が多いグループがあったり、発言が多いこどもや若者がいたり、逆にまったく発言ができないような参加者もいたという現状はありました。その第1回の状況も踏まえて、各テーブルに、テーブルファシリテーター

ターとして市の職員がいますので、委員が指摘されているように、発言力が強い方の意見のみに左右されない、声が出しにくい参加者の意見をどう引き出すのか、というところも調整しながら、第2回以降については進行していきたいと考えています。

(委員)

ありがとうございます。第3回にプレゼン発表があるので、そこで全員の意見を発表するのは現実的ではないのかなと感じていましたので、その辺り、参加していただいたこども、もしくは参加できなかったこどもの意見もできるだけ反映できるように、これからどういう発表形式にするのか詰めていかれる部分だと思うのですが、せっかくの機会ですので、いろいろな人の声が反映されるようになればと思います。

(委員)

今さらなのかもしれないのですが、当日のアンケート結果では、大方が「楽しかった」ですし「言いやすい雰囲気だった」ということなのですが、この条例の趣旨を思うと、「あまり楽しくなかった」という3人の方と、「言いやすい雰囲気とは思わなかった」という1人の方は、とても重要な存在だなと思います。次回こういう風なアンケートを取られるのであれば、そう答えた理由を書く欄も作ってもらって、そこを掘り起こすことに意味があるのかなということを感じました。

(会長)

そこも次回考えていただければと思います。

(委員)

先ほどの意見と同じなのですが、「あまり楽しくなかった」とか、うまく乗りきれなかったお子さんが、どうしてそうだったのか、ということを知りたいなと思いました。

次に、51名の申し込みがあって参加してくださったのが37名なのですが、第1回は参加できなかったけれども次回は行くということが可能なかどうか、第1回に参加しなければもう参加できないのか、という確認をしたいです。

あと1点はお願いなのですが、第3回の8月11日、前半はプレゼンなのでお話しをお伺いして学ばせていただくのですが、後半の意見交換をするにあたって、こちらが注意すべき点を伺いたいです。せっかく信頼関係ができ始めていい雰囲気意見が言え始めている時に、我々が余計な言い方をしてそれを潰してしまっはいけないという恐怖心があるので、その辺りのアドバイスをいただきたいです。

(事務局)

第1回を欠席された参加者の方も、第2回以降参加いただけます。第2回の出欠の報告もすでにいただいております、第1回を欠席で第2回から参加という方もいらっしゃいますので、できるだけ多くの方にご参加いただきたいと思います。

意見交換の時に注意すべき点については、基本的には、グランドルールとして書いている点は原則としてお願いしたいと思います。こどもたちの自由な発想と言いますか、我々が予測できない意見もあるかなと思うので、そこを引き出すことはお願いしたいです。あとは、改めて、ファシリテーターの渡邊

先生とも調整させてもらって、第3回の資料提供の時にご説明できればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(委員)

ありがとうございます。第2回からでも参加できるというのは、こどもにとっては大事なのですが、ファシリテートする側にとってはとても大変そうで、グループダイナミクスも変わるので、こどももメンバーが違うことでやりづらいですし、ファシリテーターも初めましての方がいる中でというのは難しいので、その辺りは、注意が必要だなという感想を持ちました。

8月11日の件は、対等な目線でいたいとは思っています。「それいいね」と言ったら上から目線になってしまうので、その辺もぜひご教授いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(会長)

その点は、また後日説明があるとは思ひますが、我々はその時、聞き役に徹したらよいのか、何か意見や感想を述べた方がよいのか、運営の仕方が決まり次第、教えていただければなと思ひます。

あくまでも「こども・若者からの意見の表明」ということであれば、論評とかは要らないのかなと思ひますし、一方「意見交換」となってくると、こういうのはどうかという提案を言った方がよいのかどうか、微妙な立ち位置かなというのを私も感じています。その辺りを、こういう方向性で、ということがあれば、教えていただければなと思ひます。

第3回の実施に先立って、37名の参加者の年齢、性別の内訳を知りたいです。もし今資料が無ければ後日でも構ひません。前回は、人数や年齢、性別のお話しがあつたと思ひます。9歳から29歳の方に募集をかけて、その中でどういった分布になっているのかというのを参考として知りたいので、お願ひします。

第2回の『ゆめの島』の設定についてです。ここが条例に関するところだと思ひのですが、前回会議の資料で、第2回は「アンケートの結果について話し合おう！」という風になっていたもので、目的は意見表明であり、意見をこども・若者の方から吸い上げるというのがこのワークショップの1つの狙いかなと思ひましたので、ある意味『ゆめの島』という架空の島を設定するのはよいと思ひます。しかし、現実的な条例を作っていくというのが今回の狙いとしてありますので、ゲームでやるというのとは違うため、少し現実的なところも入れていただきたいと思ひます。『ゆめの島』の話になってしまうと、おそらく、条例にどこを生かしていけばよいのか、我々も分からなくなってしまうと思ひます。そういう発想力は素晴らしいし、大切にしたいし、重要だなと思ひますのですけれども、それだけではなくて、どうしたら実際のリアルの世界、今の社会でどう表明できるかというのも大事かなと思ひましたので、入れられる範囲で構わないし、プログラムもあるかなと思ひのですが、少し現実的なところも入れていただきたいなというのが、要望としてあります。

(委員)

皆さんお話しされているように、全体の5回のスケジュールの中で何に重きを置くのかということだと思ひますけれども、現実的なところがないと、結局受け手側の解釈次第になってしまうと思ひます。例えば、黒という明確なものならよいのですが、グレーみたいなものを言われた時に、それを白と受けとるのか黒と受けとるのかというのは、結局その人の関係性や受け手側によって捉え方が異なってしまう。その捉え方が異なってしまうことが、こどもと大人では行ってしまいます。だからこういう条例があるという話かなと思ひているので、そういう意味では、こどもの声がある程度そのまま反映できるような形が理想かなと思ひているので、『ゆめの島』のアイデアもよいなと思ひますが、もう

少し現実性がある方が私としても考えやすいというのは、正直あります。

(委員)

ファシリテーターの先生が、『ゆめの島』というワークショップを通して、きっと何か意図するゴールがおりなのかなと思いますが、そこが私は分からなくて見えないので何とも申し上げられないのです。『ゆめの島』の活動自体は、本人の意見表明があるのでよいと思いますが、回数が少ないので、『ゆめの島』を作って終わりというのではなく、ゴールをもう一度すり合わせていただいて、大丈夫なのであれば、夢でも現実でもよいのかなと思います。

(会長)

ありがとうございます。そうしましたら、現実的なところも少し入れていただきながら進めていただけるとよいかなということです。

(事務局)

たくさんの意見、ありがとうございます。そこは事務局でも何度も話し合っ、『ゆめの島』でよいのか、というのかなり悩んだ結果こうしようということに今はなっております。

その1つの背景としましては、第1回を実施してみて、やはりこどもが十分意見を出しきれていない雰囲気もあるのではないかと、というのが、ファシリテーターの方の見立てです。前提として、おとながいろいろルールを作りすぎていて、それにこどもたちも合わせる方が楽なのではないかとか、おとなの意見に合わせてしまうこどもたちということも像もあるのではないかとという中で、まずは現状の枠組みを取っ払って、自由に何も無いところから発想してもらうという意見の形成するプロセスということも大事なのかなということで、あえて川西のまちというものを言わずに、『ゆめの島』ということで、川西市からいったん離れることによって、こどもたちが自由に意見を言うということをまず体験していただいた上で、そこから次にリアルな川西市のルールに戻っていったらなという意図もあります。それは、次に第2回をやってみて、そこでのこどもたちの反応も見ながら、今ご指摘いただいた方向にいきたいなと思っております。試行錯誤している部分もあるのですが、何とかよい成果を出せるように頑張りたいなと思います。

(会長)

いろいろ事務局で話し合われているということも、委員の皆さんも十分承知しているので、『ゆめの島』『架空の川西市』というのでもよいかなと思うのですが、いろいろと実際やられていらっしゃるの、そこら辺の兼ね合いもあるとは思いますが、可能な限り検討しながら進めていただければと思います。

(事務局)

先ほど会長からご質問がありました、第1回の参加者の内訳の詳細ですけれども、また改めてデータ等では提供したいと思っておりますが、今口頭でご説明させていただきます。

参加者37名のうち、男性が14名、女性が23名です。年齢構成は、小学生(9~11歳)が11名、中学生(12~14歳)が12名、高校生(15歳~17歳)が9名、18歳以上が5名となっております。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、次の議事に移ります。

(2) 関係団体へのヒアリング経過報告について
(事務局)

議事(2)の関係団体へのヒアリング経過報告について、事務局より説明をお願いいたします。

〈事務局資料説明〉

(会長)

ありがとうございました。アンケートのご説明をいただきました。今回は、実際に支援にあたっていらっしゃる方に対するアンケート、ヒアリングということでしたので、いろいろ専門的な話も書かれていたと思いますが、先生方、先ほどのご説明で、何かご意見ありますでしょうか。

(委員)

1点目、全部で240件返ってきているということなのですが、全部でどのくらい配布したのでしょうか。

もう1点ですが、今回のアンケート結果は速報ということですが、今後どのような形でまとめていく予定でしょうか。この表は、支援者の立場でどう見えているのかということがよく分かりますし、こどもの権利に照らして、確かにそうだという面もあれば、やはりおとなの側が変わっていけないといけないというようなことも書かれているので、その辺りをどう定義していくのかというところを、もし今の時点で何かあれば伺いたいと思います。

(事務局)

母数ですが、いろいろな団体の事情もあるかと思ひまして、各団体に配布を委ねるという形でお願いをしたので、母数はなかなか分かりかねるところはありますが、公立に関して言えば、16小学校、7中学校、1特別支援学校という形になります。保育所であれば、公立が、保育所が4つ、こども園が3つ、幼稚園が2つになります。他の団体さんは、それぞれ、団体の中で可能な方が回答いただいているのかなと思います。その辺りも、総括の際には、もう少し分かると思います。今回は暫定版ですが、締め切りも設けておりますので、人数的にはもうこれ以上ほぼ増えないとは思ひます。今集計中ですが、クロス集計についても出したいと思ひっております。

あとは、これに加えて、今個別にヒアリングを実施している途中ですので、個別のヒアリング結果については、また、まとめさせていただきます。聞く内容については、このアンケートと同じような項目にはなってきますが、ヒアリングしている中で、アンケートの項目について、どこまで自分の仕事に落とし込んでどういうことを回答したらよいのか少し分かりにくかった、という意見もあります。その辺りは、ヒアリングの中で説明しながら聞いているので、それはそれで深いご意見がいただけるのかなと思ひしております。

そういったものをまとめて、例えばですけれども、こども・若者たちへの意見聴取の方法とか、今見えてきているのは、そういうこどもたちに意見をしっかり聴くというのが十分はできていないというのは、このアンケートからも見えてきているのかなとは感じております。

(委員)

ありがとうございました。めったにできないアンケートやヒアリングをされているので、本当に生かすしらないともったいないと思います。とても大変だとは思いますが、ぜひしっかりとまとめていただきたいですし、自由記述は現在は種類別で並んでいるような感じがしますけれども、文字のままだと、なかなか集約がしづらいところもあるので、そのままの文章というのも大事なのですけれども、やはりある程度集約して、どういうものが出てきていたのかというのを抽出する必要があるのかなと思いました。

(会長)

読ませていただいて、専門家の配置ということもありましたし、今回の条例でこんなに入れられるのだろうかというのを感じました。専門家の方にお聞きしているのだから、そういう意見が出てくるのだろうなという反面、やはりそういう人たちというのも出ていった方がよいのか、ここも議論かなとは思っていますけれども、実際に関わっておられるのでしょうか。

(委員)

私も、拠点を持っているので回答させていただきました。回答しづらいというか、乳幼児なので、保護者に聞くのであればという前提をつけられれば答えられるかなという質問も多く、もしかしたら答えが変わったかなと思うところもあります。自由記述を拝見して、やはり立場が違っていると、こどもへの捉え方や接する態度が違うのだなというのが、自分が回答してみて感じることでした。この自由記述から、こどもの意見を聴くということもあるのですけれども、おとながこどもをどう捉えているのか、そこが見えてくるのだなと、これが条例に関係あるかは分かりませんが、感想として感じました。

(委員)

質問というか確認なのですけれども、このアンケートが、なかなか声を聴きにくいこどもたちがいるので、支援機関とか相談機関に聞きましょうという流れだったと記憶しているのですが、その中で今回こういったいろいろなご意見が出て、すごくよいことだなと思っています。なかなかここまでの声を聞ける機会というのではないので、勉強になります。

この後の流れなのですけれども、おそらく第2回と第3回で、このアンケート結果を共有してこれを基に話をしていくとなった時に、先ほどの話に重なるのですが、どう反映させていくのかということがあります。このアンケートを基に進めていくと、どちらかというと、声なき声を拾っていくという方にフォーカスさせていく方向になっていくと思います。そうなってくると、反対に、ここに上がっていないところは、あまり意見として反映されにくいということになりますし、あまりアンケートを無視してしまうと、声の大きい人だけを拾うということになってしまうので、そのバランスが大事かなと思っています。

話を戻すと、このアンケートを第2回と第3回でどこまで共有して反映させていくのかについては、これから内容を詰めていくということで、合っていますか。

(会長)

どこを目指していくのかというところだと思います。スケジュールなどあれば、教えていただきたいです。

(事務局)

クロス集計とヒアリングについては、来月の頭で終了予定です。そこからまとめさせていただいて、少し時間はかかると思うのですが、出来次第、いったんメール等で情報提供をさせていただいた中で、議論できるところを見つけ、議論していくことにはなると思います。議論できる回数は決まっておりますので、その中で段取りよく、効率的にできる方向で行えたらなと思っております。

また、条例にどう反映するかにつきましては、必要性はこれでいろいろと分かってくるのかなと思います。ただ、条例には、基本的な方向性と言いますか、この後の議題にもつながりますが、具体的な手段とかその辺りはまた、今後の条例に基づく具体的な取り組みにもなってきますので、その辺りで条例に反映させる部分、それから、むしろその条例で基本的な方向性をしっかり記載した上で、来年度以降の具体的な部分を進めていくところにも、とても参考になる資料かなという風には考えております。

(委員)

今やりとりされたところは、私もコメントしようとしていたところでした。非常にお忙しい方々にこれだけしっかりとご回答いただいたということですから、先ほど委員がおっしゃられたように、きちんと報告書にまとめて、それを有効活用するということが、絶対しなければならないですが、担当部局だけではなくて、この委員会も説明責任を負わなくてはいけないと思います。条例を検討するために取ったアンケートですので、「条例のこういうところに生かされています」とか「この推進計画や実行計画のところにあります」ということが言えないと、「なんだそれは」となってしまうと思います。

忙しい中、大切な条例だからということで回答したのに、条例の本文には細かい事を書けないからこれは無理だと言ってしまうのだったら、何で急いで回答させたのか、ということにもなってしまうので、事務局の苦しい現状も分かりながら言うので忍びないところも正直あるのです。例えば条例の文案というのはどうしてもさっぱりした書きぶりになってしまうのは仕方ないことだと思うのですが、これは、どの自治体であれ県、国であってもそうですが、条例の解説、作られる資料のところには、かなり丁寧に、例えばこういうことが考えられた上でこういう文案は作られていますというのが説明されています。こども基本法も、説明文を読むと、かなりいろいろなことがそこで規定・想定されているのだなということが分かり、それがその後の実行計画であるとかを規定しているところがありますので、仕事を増やしてくれるなという声なき声が聞こえてきそうですが、別に、これは「こどものアンケート」からとか、これは「支援者のアンケート」からとか、これは「こども・若者部会」からと、いちいち紐づけされなくてもよいのです。ただ、今言った3つというのは、今回条例検討のためにご意見をお聞かせくださいという形で行ったアンケートや部会ですから、解説等に入れるということをぜひ考えていただきたいというのは、提案としてございます。

もう1つは、さきほど委員がおっしゃられたこととも関係しますが、こういうタイミングがないとなかなか聞くことができなかった情報も多々含まれているかと思います。こども政策課で所掌されているような事務であれば結構ですが、他の部局がもし所掌されているような事項があるようでしたら、そちらの方とも、ここがおたくの部局に関係しますとか、こういうことが現場から上がっているから考えてあげて、ということは、ぜひ庁内で共有いただき、今後各種行政計画等策定される際にも、参考資料として活用いただけたらと思います。これだけ事務局の方も労力をかけられておられるわけですので、せっかく取ったデータを何度も活用されてはどうかと思いました。

(事務局)

ご指摘の通り、共有する必要があると思っております。条例ができましたら、当然庁内にもそれを周知して、条例の解釈についても説明します。その辺りでは、先ほどおっしゃっていた条例の解説みたいなどころには反映できるのかなと考えております。

(会長)

今回のアンケートで、ここはまだできていないのではないかと、こうしてほしい、という課題の点のご指摘もあったかと思えますし、ここをやってくれたらもっといいのに、という内容もあったかと思えます。やはり今回これだけアンケートにご協力いただいたというのはすごいことだなと個人的には思っていますので、全部というわけにはいかないかもしれませんが、今回の条例でどこをどのように扱っていくのかということも考えていく必要がある上で、この資料は貴重だと思っております。ヒアリングが今月ということで大変かなとは思いますが、ぜひ、こども・若者の方々のためにものにしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

他にご意見等はございますか。

では、次に進みます。

(3) (仮称) こども参加条例 条文構成案について

(会長)

議事 (3) (仮称) こども参加条例 条文構成案について、事務局より説明をお願いいたします。

〈事務局資料説明〉

(会長)

ご説明ありがとうございました。こども参加条例の条文構成を提案していただいているということと、ご提案として、名称について、「こども参加条例」という風に今までやってきましたけれども、これまでも若者というものも当然踏まえてやってきていますので、名称も「こども・若者参加条例」として考えるのはどうかということ、そして、この条例の保障している内容についてというところ、この辺り、先生方のご意見をいただければということだったかと思えます。

スケジュールについてはまた後程ということにしたいと思いますが、ご意見等ございますか。

(委員)

構成なのですけれども、条例の決まり事があるのかもしれないのですが、感覚的に、4の基本理念の後に、9. 10. 11あたりが来ててもいいような気がしたのですが、それは、そうではない理由があるのでしょうか。

(事務局)

条例の順番ははっきり決まっているわけではないのですが、基本的には、最初に申しあげましたように他市の例も参考に、基本的に条文、条例の作り方としまして、最初に定義付けであったり基本

理念という大きいところを決めて、それに基づいて何をしていくのか、役割であったり具体的な内容を決めていく条文構成というのが一般的だとは思いますが。ルールとして絶対そうしなければならないと決まっているわけではないですが、表現としては合っているか分かりませんが、こういう形が一般的だとは思いますが。

(委員)

素人感覚なのですが、「こども参加条例」だから、役割の前に、9番の「こども・若者の意見表明」とかを前に持ってきてよいかという感じがただけなので、一般的にそれで違和感がないのであれば、結構です。

(会長)

名称についてですが、これまで「こども参加条例」で来ていましたけれども、内容等を考えた時に、若者の方にも意見をいただきアンケート調査もこれまでできていますし、個人的にも、「こども」である必要があるのかなというのは思っていたのですが、名称としては、「こども・若者参加条例」という形で検討するというか、この方向性でいくということで、何かご意見ありますか。「こども」だけでいいのではないかと先生は、いらっしゃいますか。

(委員)

プレスリリースも「こども・若者」となっていますし、なんとなくそういう流れなのかなと思っていたのですが、1つだけ気になったのは、こども基本法の関係かなと思うのですが、おそらくずっとひらがなで「こども」と使われていて、そこにちなんだ「こども」と言っていた中で、いきなり若者が入っている感がどうしても私の中ではあったので、実際先ほどのワークショップで参加して下さっていた内訳でも、18歳以上が5名ということを見ると、内訳だけ見ると、ほぼこどもだなという印象はあって、その辺りが若干すっきりしない感じはあります。

(会長)

法律が、子ども・若者というのがあると思いますので、要は表記ですよ。こどもをひらがなにするのか、漢字で子どもとするのか、これは、未来会議の方では議論になっているところではあります。名称としてはこの「こども・若者参加条例」という方向性で異論はないということでもよろしいでしょうか。漢字でいくのか、ひらがなでいくのか。「こども基本法」はひらがなです。他の法令を見ると、子どもと漢字の物が多いとは思いますが。その点、ご意見ございますか。

(委員)

今の流れでいうと、「こども」はひらがなかなと思います。18歳で切るわけではなくて、もし「子ども」という風に「子」を漢字にすれば、子どもの権利条約と同じで、18歳未満、児童と同じになるので、そこで区切るということではないのですよね。そこから若者がいきなりつながっていく感じではなくて、ということであるならば、ひらがなの「こども」の方がよいかと思います。定義に書いてあるように、「その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」という、この表現がどうかというのは別として、18歳という年齢で区切らないものをこどもというのであれば、ひらがなで「こども」でないといけないうし、もし18歳で区切ってそれ以降若者という風に考えるのであれば、ここは漢字で「子ども」でもよいし、その辺りは、どう考えるかだなと、意見が分かれるところかなと思

いながらお話しを聞いていました。

(委員)

「こども基本法」はひらがなですよ。その解釈でいうと、成長を遂げているものは皆年齢問わず「こども」、それはひらがなという風に私は理解しているので、そうでいうと、ひらがなの「こども」に若者をくっつけると、その定義が違ってくるのかなと思いました。若者も入った上での、ひらがなの「こども」であり、それが一般的に通用するのかどうかは分からないのですが、「こども基本法」から出発すると、そういう理解な感じはしています。

(委員)

いろいろな考え方や意見があるところではありますけれども、私は、「こども・若者」でどうかと思っております。まず、こどもの表記に関する部分につきましては、令和4年か5年か、国の方から、すでに、こどもの表記の方針は出されておまして、今後はひらがなを基本としていこうということを推奨するという旨が発出されておしますので、漢字の「子供」や、「子ども」と表記するのは従来の法律の関係のある場合のみという形になっております。今回は、そういうものではないわけですから、ひらがなで「こども」でよいかと思います。先ほど委員の方からも、「こども基本法」におけるこどもの定義というのが出て、非常に捉えどころがない定義なのですけれども、結局それで、例えば今何が起きているかという、こども基本法の後、いろいろ作られています、大綱であるとか、実行計画であるとか、すべて「こども・若者」と結局全部書いていることになるんです。というのは、「こども」と言ってしまった瞬間から、もう若者政策とか、若者の存在というのが非常に見えにくくなってしまいますし、皆さんの意識の中にも表れにくくなってしまうわけです。むしろ、これは釈迦に説法なところもございまして、ここ20~30年というのは、若者政策の必要性が非常に高まった時代でして、若者を前に出さざるを得ない、実際、私も1委員に名を連ねさせていただいておりますけれども、こども家庭庁の中で、この意見反映ということについて議論をしています。委員会の名前も、「こども・若者参画及び意見反映専門委員会」という風になっておまして、国の方で設けられております「こども若者いけんぷらす」も同じようになっています。これらの表記というのが、むしろ一般化し始めているというところなので、川西市として強い主張があるというのでしたら別ですけれども、あまり奇をてらうということがないのでしたら、「こども・若者」とされたらどうかと思います。

(会長)

ありがとうございます。本体会議で表記の話は結構出たなというのがありましたので、この条例をどういう表記にするかという方向性を考えていく必要があるかと思ったのですが、今のご説明で、「こども・若者」ということで、名称はその方向性で行きたいと思います。

(委員)

話が変わってしまうのですが、条文構成案について、ご検討・ご提示いただきありがとうございます。これは、今日結論を得たいとか、事務局側に見解を求めるというわけではなくて、むしろ委員の皆さまと一緒に問題意識を共有したいということで申し上げるところですけれども、今出されています条文構成案というのは、ある意味でいうと非常にオーソドックスな条文だなというところだと思います。ここに、川西市らしさみたいなものとか、行っておりますアンケートであるとか、こども・若者部会の意見というものをどういう風に反映させていくのかというところで、個性を作っていかなければいけないと思っており、その議論を皆さんと一緒にしていきたいと思っております。その上で、自分が思ったところとして、1つは地方自治体がこうした条例を作ると、これは「こども基本法」ができる前と後

では全然意味合いが違っているなどと思ひまして、これまで「こども基本法」がない頃は、こどもの参加に関する条例というのは各地で自前で全部を作らざるを得なかったです。現在は、「こども基本法」が制定されまして、こども・若者の参加ということへの根拠法ができたという、法律の環境が変わった中で作るということになりますので、そういう意味で、地方自治体ならではの部分をどう表現するのかというところが、今後検討していくべきことかなと思います。例えば、地方自治体、特に基礎自治体ですので、地域自治へのこどもや若者の参画というところは、国や都道府県レベルではあまり表現されない、または表現されてもあまり踏み込み難いところなので、そういうところについての言及を何らかの形で考えるというのが1つです。

もう1つ、川西市という意味では、言うまでもないことですが、「子どもの人権オンブズパーソン」等の取り組みを始め、非常にこどもの権利擁護に積極的に、全国的にも先駆けて行ってきた自治体が出すという意味では、今日この会議の中でも皆さんがおっしゃっていますが、どうしても小さくて聞こえにくくなっている声をどういう風に位置づけていくのか、というところ、どういう風に積極的に聞いていくのか、というところについての部分というのは、合理的配慮という訳語は私はいまいちななと思ひながらですけれども、そうした話をきちんと組み込んでいくということが必要かなと、多様性に適合したような包摂的な戦略みたいなことをきちんと考えないといけないというところを、この条例の中でも謳うというのは、川西市のらしさにもなることでしょうし、他の自治体よりも「さすがだな」というところが出るのではないかなと思ひました。

今後、細かいところになりますけれども、7番に「育ち学ぶ施設の役割」がありますが、やはりこども若者参画というのは、今回のこども・若者部会しかり、試行錯誤になってくるというところでは、育ち学ぶ施設が、ある種モデルをどんどん作っていったりとか、それを他の人たちに普及していく役割もあるのではないかなと思ひまして、今回の支援者アンケートでも、こういう人たちの声は聴きとりづらけれどもこういう風に工夫した方がいいですよ、という意見を発信して、我々に教えてほしいというか、そういう役割を期待してもよいのかなという風にも思っております。

これは嫌がるかもしれないなと思ひて言ひますけれども、市の方の部分ですけれども、やはりこの会議しかり、親の会議もそうかもしれないですけれども、市の各種、審議会や政策懇談とかでのこどもや若者の委員の積極的な登用であるとか、踏み込めるのでしたら検討されていってもよいのではないかなと思ひます。そういう風に、今の状況の中で条例を川西市が作るということや、地方自治体で作るということをどういう風に表現していくのか、今日はいくつか申し上げましたけれども、そうしたことについて、委員の皆さんとも検討していきたいなと思ひます。

(会長)

川西市ならではのいうか、川西市が作る条例というところでご意見をいただきました。

他にいかがでしょうか。

(事務局)

大変貴重な意見だと思っております。その点については、こちらでも検討するべき内容であるかなと捉えております。

(会長)

他に、委員の皆さまいかがでしょうか。

(委員)

ご説明の際に触れられていたと思うのですが、先ほど委員からもありましたが、「こども基本法」に立ち返った時に、年齢をどうするのかという話が、事務局の方からもお話しがあったかと思うのですが、9番のところでも、「年齢及び発達に応じて」というところがあって、よく障がいやひきこもり支援の文脈からも、やはり10代、20代で区切るのではなくて、30代、40代、それこそひきこもりに関して言うと、5080、6090というような、50代6代のお子さんがたくさんおられて、その人たちの声なかなか届かないという話もあるので、どこまで包括的に考えていくのかだとは思いますが、年齢を30歳で区切ることはどうなのかなというのは、私としては正直かなりあります。

(事務局)

繰り返すところもあるのですが、「こども基本法」の中で、若者というのが30歳という形で整理されているということ、あと、「子ども・若者育成支援推進法」で言いますと、困難な若者としては39歳までとされておりまして。施策の推進の中では、当然そういったことも進めていくところはあるかと思えます。

委員のおっしゃるように、あらゆる世代で、参画と言いますか、利用者・当事者の声を聴いて政策を反映させていくのは、とても大切なことだと思っております。ただ、今回、出発点としては、こどもの意見表明というものが、立場上も、もともとこども基本法も無かった中で、保障されていない部分であるということで、こどもにしっかり焦点を当てて意見を発信する、表明する力が弱い子ども・若者をターゲットという形で進めていくということで、いろいろ市が取り組んでいるそれぞれの施策分野の中で、進めていくということにはなるのかなという風には理解しております。

(会長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

今日の出てきた資料を見た素直な感想を言うと、まったく個性がなくなってしまっていてとても悲しかったです。どこの市かまったくわからない状況なので、先ほど委員もおっしゃっていましたが、どう川西市としての色や特徴を出していくかというのはすごく大切だなと思いました。

どう子どもの意見を代わりに言っていくかということにかなり力を入れてきたので、その辺をうまく出すというのはすごく大事で、意見表明とか参加の機会というのはどこの自治体でも言うのですけれども、そうではない人たちの意見をどう守り、どうやってきたかという歴史の部分については、どう擁護してきたのか、どうオンブズマンが活動してきたかということについては、川西市が支えていると思えますので、そこが両輪だと思うので、参加できる子はどんどん参加したらよいけれども、それが難しいとか言いづらい子をどうしていくのか、という時に、その部分を、これまでやってきた強みがあると思えますので、そこをしっかりと両輪で生かしていくという作りがとても大事ななと感じました。

こどもと若者で権利の範囲が違うというのは、確かにその通りだという部分もありますし、連続しているところもあるので、その辺りは私は素人なので、法律のことに詳しい方に市の中でもご相談いただいて、その部分が後々困らないような整理というのは法的にきちりした上で、やっていく必要があるのかなと思えます。その部分は、やはり国の方がきちりされていると思うので、国のものも見ながら、そして法律家に聞きながら、ということが重要であるかなという印象を持ちました。

(会長)

私も、委員がおっしゃったように、川西独自というのがどこに反映されるかなというのは思っていたところでは。やはり人権というところはずっと川西市はやってこられていたし、そこは入れないといけないのではないか、いけないとまでは言っていないかなのですけれども、こども1人1人を尊重していくという姿勢がやはりこの条例には必要なのではないかなと思います。こども・若者というのが切れ目なく生活ができるというか権利が保障されていますので、法律的な部分という確認は必要があるかなと思うのですけれども、切れ目のないようにしていくという姿勢で、この条例というのができたらよいのではないかなと思いますので、川西市だからできた条例、というのができればベストかなと思います。他市の条例というのも参考にとということも当然あるとは思いますが、それに、川西市としてというものも含めていただきたいなということです。

今日の委員の方々のご意見を今すぐ答えるのは難しいとは思いますが、ただし、スケジュールの件もあって急がなければならない部分も実際問題としてあると思いますので、この部分は詰めていただきたいなということで、私としては意見として言わせていただきたいと思えます。

先ほど、スケジュールについて少しご説明があったのですが、9月2日にいきなり条文、骨子というのは難しいのかなと個人的には思っています。今出た条文の構成案についても同じ9月2日となってくると、議論ができないと思いますので、もし可能であれば、事務局の方から委員の方々にスケジュール調整をしていただいて、8月11日の意見交換の後に、部会としてやりたいなと思っております。お盆前ということで、事務局も忙しいとは思いますが、その点調整をお願いできればと思います。

そうしましたら、いろいろ検討していただくことがあるかとは思いますが、そろそろお時間となりましたので、いったんここで終えたいと思えます。それでは進行の方を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

(4) その他

(事務局)

委員の皆さま、さまざまなご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

今回は、8月11日に、まずは、こども・若者との共同開催の部会という形をお願いしたいと思えます。その後に、先ほど会長から調整いただきました通り、今の条例の構成案でありますとか骨子のところについて、少しお時間をちょうだいしまして、開催させていただきたいと思えますので、日程調整を取らせていただいて、ご回答いただいている方もいらっしゃるのですが、また改めて最終的な調整は取らせていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。そこで、どこまでの資料が出せるのかというのは、少し調整次第で、日もせまっていますので、今日いただいたご意見については出来る限り反映する形でご提案させていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。具体的な構成案とか骨子について議論をいただくということであれば、当初は、意見交換的な回で想定していたのですが、やはり正式な部会として位置付ける必要があるのかなと、今改めて思い直しています。全体的な回数やスケジュールは変わってくるため調整は必要なのですが、やはり条例の内容を議論する場ということであれば、正式な部会とさせていただくべきと思えますので、そういう方向で進めさせていただきたいと思えます。

3 閉会

(事務局)

スケジュールの件も確認できましたので、以上で、令和6年度第3回（仮称）川西市こども参加条例

検討部会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。